

平成25年6月4日

公立大学法人高崎経済大学
理事長 高木 賢 様

監事 白田 新吉



監事 井上 雅行



監査報告書

地方独立行政法人法第13条第4項及び公立大学法人高崎経済大学定款第9条第6項の規定により平成24年度における業務の執行について監査を実施したので、公立大学法人高崎経済大学監事監査規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

平成24年度監査計画に基づき、理事会に出席するとともに、重要な書面・証拠書類を査閲した。さらに関係部署の職員から業務の状況を聴取するなどの手続きを実施した。

また公認会計士から提出された意見を参考に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書を確認した。

2 監査結果の概要

- ① 業務の執行はおおむね適切に行われていると認める。
- ② 財務諸表は法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示している

ものと認める。

- ③ 事業報告書は、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- ④ 利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書は、法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- ⑤ 理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

3 是正または改善を要する事項

- ① 個人情報保護については、高崎市の個人情報保護条例等を準用した規程に基づき管理を行っている。しかし、保護すべき情報の項目及び保管方法等について、法人として規程の充実を図り、個人情報のより適正な管理を行うよう求める。また、研修等を通じ職員の個人情報保護の意識向上を図る必要がある。
- ② 契約の執行状況にあたっては、一層の規程遵守を求める。また、経費節約のため、外部委託等を行う業務については、当該業務を熟知している担当職員のノウハウが、スムーズに後継者に引き継がれる体制作りが望ましい。

4 その他

- ① 平成25年度に本格的な運用が始まる高崎まちなか教育活動センターについては、参加する学生の能力開発とともに、地域貢献が推進できるよう、大学の支援体制に創意工夫を重ねる必要がある。
- ② 学生の語学力向上をはかるため、海外語学研修制度等の内容を充実させ、一層推進することが望まれる。